

1. 労働法の仕組みと労働基準法

労使関係は、労働者の雇入れによって始まる。雇入れとともに労働者は、使用者の指揮命令にしたがって労務に服する義務を負い、使用者はその対価として賃金を支払う義務を負うこととなる。この関係は、法律的には、すべて対等な人格をもった人々の間で自由に決めた契約が根拠となって成立すると理解される。

しかし、法律のうえでは対等な人格として扱われる使用者と労働者も、経済的社会的な実際上の地位には著しい格差がある。そこで、この労使の実質的不平等を解決し、法の理想とする真の平等・対等の関係を実現するために、近代国家においては、労働法を制定して、自由な契約にゆだねていた労使の関係に国が関与し、あるいは制限を加えることとしている。このため、国が採用した法的手段は大別して次の二つになる。その一は、国が法律で労働時間その他の労働条件の最低基準を定め、労使が契約で自由にこれを変更することを許さない。もしこの法定基準を守らないときは、その契約を無効にするとともに、場合によっては罰を加えるというものでありその二は、労働者に団結権、団体交渉権、争議権を保障し、一人一人としては弱い労働者も労働組合という集団を組織することによって、使用者との間に対等な交渉が実際上もできるようにする、という方式である。この場合、国は団結権、団体交渉権、争議権を保障するという後見的地位にあり、労使の具体的な関係は、いわば団体的自治にまかされるわけである。

わが国の場合についていえば、前者が労働基準法など一般に労働保護法と呼ばれる法により担保され、後者が労働組合法や労働関係調整法など、一般に労使関係法と呼ばれる法により担保される。

この二つの体系に属する法律は、互いに相補って、労働者の労働条件の維持改善をはかっているが、第二の体

* 労働省労働基準局安全衛生部安全課中央安全専門官兼課長補佐

系においては、労働組合の力や活動のいかんによって労働条件の内容に差ができてくる。わが国のように、組合組織が一般に企業別であることと関連して、労働条件の決定についても企業中心の考え方が強く、また、中小企業では、労働組合が組織されることが少なく、労働条件の団体的決定ということも実現されにくい現状では、第一の体系に属する労働基準法が果す役割は、まだまだ大きいといわなければならない。

2. 労働基準法の概要

(1) 労働基準法の適用範囲

(昭和 22 年法律第 49 号)

労働基準法は、工業的企業であると非工業的企業であるとを問わず、他人を 1 人でも使用している事業または事業所のすべてについて適用される。ただし、家事使用人は除かれ、また、国家公務員、船員らはそれぞれの特別法によって適用が除外されている。なお、建設業は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体またはその準備の事業」として適用事業の第三番目（法第 8 条第 3 号の事業と呼ばれる）に掲げられている。

(2) 労働条件の原則

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない。しかし、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上をはかるように、つとめなければならない。

労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものであり、労使双方とも労働協約、就業規則、労働協約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

以上が労働条件に関して定められている労働憲章的な規定の主要なものであるが、このほかに、「均等待遇」「男女同一賃金」の原則が定められている。

(3) 労働関係における封建的遺制の排除

労働関係における封建的遺制の排除のための規定としては、「強制労働の禁止」「中間搾取の排除」が定められ、さらに「労働協約の不履行について違約金を定めまたは損害賠償を予定する契約の禁止」「前借金と賃金との相殺の禁止」「労働契約に附随しての強制貯金の禁止」の各規定が設けられている。

(4) 労働契約の締結

労働契約は、期間の定めがないものを除き、1年を超える期間については締結してはならず、また、契約締結にあたっては、使用者は、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこととしている。

また、年少者の最低年齢を満15才として、これに達しない児童の使用を禁止し、一定の事業の軽易な労働についてのみ労働基準監督署長の許可を条件として、満15才未満の児童を修学時間外に使用することを認めることとしている。

さらに、未成年者の労働契約の締結については、親権者または後見人の代行を禁止する一方、労働契約が未成年者に不利であると認めるときは、親権者もしくは後見人または行政官庁が解除できることとしている。

(5) 賃 金

賃金の支払方法について、①通貨払の原則、②直接払の原則、③全額払の原則、④毎月最低1回払の原則、⑤一定期日払の原則の5原則を定め、労働者の手に確実に賃金が支払われることを期するとともに、非常時払の制度、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合における休業手当制度および最低賃金制度（その具体的内容は、最低賃金法の定めるところにゆずっている）を設け、労働者の生活の保障をはかっている。

また、未成年者に賃金請求の能力権限を与え、親権者または後見人の代理受領を禁止している。

(6) 労働時間、休憩、休日および年次有給休暇

労働時間は、1日8時間・1週48時間とし、就業規則等で定めをした場合は変形8時間制または変形48時間制を認めている。また、時間外労働ができる場合として、非常災害の場合および労使協定による場合を規定しこのような時間外労働および深夜労働に対する割増賃金は、それぞれ2割5分増とし、さらに休憩については、45分または1時間の休憩および一斉休憩の原則を明らかにしている。

休日については、週休制の原則を定め、時間外労働の場合と同様、休日の例外措置について規定している。

なお、公衆の不便を避けるため、その他特殊の必要がある場合および特殊な労働実態を有する者については、上に述べた労働時間、休憩、休日の例外措置を定めている。

年次有給休暇は、1年継続し8割以上出勤した労働者に6労働日があたえられることなどを明らかにし、また、「公民権行使」および「公の職務を執行する」に必

要な時間を労働時間中に請求しうることを保障している。

また、女子および年少者については、次のような特別の保護規定をおいている。すなわち、年少者の労働時間は1日8時間、1週48時間の原則どおりとし、成年男子のように変形労働時間制、時間外、休日労働、公衆の不便を避けるための特別規定の適用等を認めない。

女子の労働時間については、1日8時間、1週48時間の原則が適用されることはいうまでもないが、時間外労働については、成年男子と異なり、1日、1週間、1年間について、それぞれの限度が設けられており、また、休日労働が禁止されている。さらに女子については母性保護の見地から産前産後の就業制限、育児時間の確保および生理休暇の制度が設けられている。女子および年少者については、午後10時から午前5時までの深夜業が禁止される（交替制の場合は、労働基準監督署長の許可を受ければ、午後10時30分まで許される）。

(7) 安全および衛生

事業場で使用する機械・器具等の設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害の防止ならびに労働者を就業させる建設物およびその付属建設物についての換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難および清潔に必要な措置、その他労働者の健康・風紀および生命の保持に必要な措置については、使用者に対して、措置を講ずべき義務を課すとともに、労働者に対しても、必要な危害防止義務を課している。

また、危険な作業を伴う機械・器具の安全装置およびその性能検査、黄りんマッチ等の有害物の製造禁止、未経験者および必要な技能を有しない者の危険業務の就業制限、労働者の安全衛生教育、伝染病患者の就業禁止、健康診断、安全管理者および衛生管理者の選任等についても規定している。

さらに、女子および年少者については、危険有害業務の就業を制限し、坑内労働を禁止している。

安全および衛生に関する規定は、省令等に委任されている具体的な事項も多く、また、最近労働災害の防止が社会問題として重要視されていることから、さらにくわしく次章2.において述べることとする。

(8) 災害補償

業務上負傷し、または疾病にかかった労働者に対してその負傷・疾病が使用者の故意過失によると否にかかわらず、法律上の義務として使用者が補償すべきであるとし、使用者の無過失責任制を確立している。災害補償の種類としては、療養補償、障害補償および葬祭料の5つとし、補償の方法としては、一定の場合には打切補償

および分割補償の制度が設けられ、補償を受ける権利は労働者の退職によって変更されることなく、またこれを譲渡し、または差し押えることはできないこととしている。

そのほか、労働者の重過失による場合の補償義務の免除、労働者災害補償保険法等の他の法律と労働基準法上の補償義務との関係等について規定している。

また、建設業において見られるように、事業が数次の請負によって行なわれる場合においては、災害補償については、その元請負人が使用者とみなされる旨の規定もある。

(9) 労働契約の解除

労働契約の締結の際、明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は即時に労働契約を解除することができる。

労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間とその後の30日間、産前産後の女子が本法の規定によって休業する期間とその後30日間は解雇できない。しかし、この原則に対する例外として、業務上の負傷または疾病が療養開始後3年たっても治癒せず、打切補償を支払う場合、および天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、労働基準監督署長の認定を受けた場合は解雇できることとしている。

使用者が労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前にその予告をするか、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。この原則に対する例外として、天災地変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となった場合、または労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた場合は、予告または予告手当の支払いを必要としない。

また、日雇（1ヵ月をこえて引き続き使用されるに至った場合を除く）、2ヵ月以内の期間を定めて使用される短期契約者および季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者（いずれも、所定の期間をこえて引き続き使用されるに至った場合を除く）ならびに試みの使用期間中の者（14日をこえるに至った場合を除く）についても、予告または予告手当の支払いを必要としない。

女子または年少者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合には、必要な旅費を負担すべきことが定められている。

労働者が死亡し、または退職する場合において、権利者の請求があったときは、使用者は7日以内に賃金を支払い、積立金、貯蓄金など労働者の権利に属する金品を返還しなければならないし、また、退職する際、労働者

の請求があった場合は、使用者は、使用証明書を交付しなければならない。

(10) 就業規則

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、一定の事項について就業規則を作成し、労働基準監督署長へ届け出なければならない。また、就業規則の作成または変更については、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見を聞かなければならないとしている。

就業規則中に制裁規定として減給の定めをする場合には、その1回の額および総額が制限される。さらに就業規則は、法令または労働協約に反してはならず、労働基準監督署長は、法令または労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができ、労働契約が就業規則に定める基準に達しない場合は、その部分は無効となり、その無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。

(11) 技能者の養成

使用者が、徒弟・見習など名称のいかんを問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として労働者を酷使することを禁じ、また、技能の習得を目的とする労働者を家事その他、技能習得に関係のない作業に従事させることを禁じ、「徒弟の弊害排除」の根本精神をうたっている。また、職業訓練法の規定による認定を受けて使用者が行なう職業訓練を受ける労働者について、必要がある場合には本法に定める契約期間、危険有害業務の就業制限および坑内労働の禁止に関する一般原則についての例外を命令で定めることができる、としている。

この命令によって労働者を使用しようとするときは、都道府県労働基準局長の許可を必要とし、命令に違反した場合には、その許可を取り消すことができる。

また、この命令によって、使用される労働者が未成年であるときは、年次有給休暇として12日間を与えなければならないとしている。

(12) 法定事項の実施を確保するための手段

a) 刑事上の手段

法定事項中、訓示的規定を除くすべてについて罰則を規定し、取締法規としての体裁を整え、適用事業が本法の規定を遵守しているかどうかを監督するための機関として、労働基準監督官、労働基準監督署、都道府県労働基準局および労働省労働基準局を設け、その職務権限を規定している。

b) 民事上の手段

本法違反の行為について前述のように罰則を規定するほか、本法の規定に違反する契約を無効とし、無効とな

った部分を本法が定める基準でおきかえることを規定している。すなわち、本法に強行法規性を賦与し、本法で定める基準を下回る契約の存在を禁止している。

c) 行政上の手段

監督上の行政措置としては、常時 10 人以上の労働者を就業させる事業、危険な事業または衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の付属建設物または設備を設置し、移転し、または変更しようとする場合に、その計画を工事着手 14 日前に労働基準監督署長に届け出ることを定め、労働基準監督署長は、安全および衛生に必要であると認める場合には、工事の着手を差し止め、または計画の変更を命ずることができるとしている。

また、建設物、寄宿舎その他の付属建設物、設備または原料もしくは材料が安全および衛生の基準に反する場合には、労働基準監督署長は、使用停止、変更その他、必要な事項を命ずることができ、労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、この権限を即時に行使することができることとしている。

3. 安全衛生関係規則の概要

労働基準法に基づく命令は種々あるが、その大部分は安全衛生に関するものである。また、前述のように安全衛生の問題が人命尊重の観点から現代社会における重要問題の一つとなっている。

そこで、本章では、労働基準法に基づく命令を、安全衛生関係を中心として簡単に述べることにする。

(1) 労働安全衛生規則

(昭和 22 年労働省令第 9 号・以下「安衛則」と略記する)

労働基準法第 5 章の安全および衛生の規定 (2. (7) 参照) に基づいて、労働災害を防止するために使用者が講ずべき措置の基準および労働者の遵守事項を定めた省令であり、安全および衛生に関する法令の中心をなすものである。

この省令は、第 1 編 総則、第 2 編 安全基準、第 3 編 衛生基準、第 4 編 特別安全基準の 4 編からなるが、この中でとくに土木工事に関連の深い規定の概要を次に示す。

a) 総則 安全管理および衛生管理の基本的事項

- ① 安全管理者の選任 (常時 30 人以上の労働者を使用する建設業等) および資格、権限、職務等。
- ② 安全委員会の設置 (常時 100 人以上の労働者を使用する建設業等)。
- ③ 安全管理規定の作成に関する労働基準監督署長の命令。
- ④ 型枠支保工、足場、地山の掘削、土止め支保工、

トンネル支保工、トンネル型枠支保工等の作業主任者等の選任。

- ⑤ 安全装置の機能の確保。
- ⑥ 衛生管理者の選任 (常時 30 人以上の労働者を使用する建設業等) および資格、権限、職務等。
- ⑦ 衛生委員会の設置 (常時 100 人以上の労働者を使用する建設業等)。
- ⑧ 安全装置のない機械の譲渡、貸与または設置の禁止。
- ⑨ ガス溶接、発破、巻上機または土木建築用機械の運転、アーク溶接等の作業に対する就業制限。
- ⑩ 雇入れ時、定期等の健康診断の実施。
- ⑪ 事業場設置、移転、変更届の提出およびその内容。
- ⑫ 事故の報告。

b) 安全基準

- ① 機械一般の基準。
- ② 製材、木工機械等の基準。
- ③ 粉碎機および混合機の基準。
- ④ 通路、階段等の基準 (ねこさん橋その他のさん橋の基準を含む)。
- ⑤ 型枠支保工の基準 (材料、パイプサポートの規格組立図、許容応力、構成の基準、組立て解体の作業およびコンクリート打設の作業の際の安全措置等)。
- ⑥ 足場の基準 (材料、最大積載荷重、作業床の設置および構造、組立て、解体または変更の作業の際の安全措置、点検、丸太足場の構造基準、鋼管足場の構造基準、つり足場の構造基準等)。
- ⑦ 杭打機および杭拔機の基準。
- ⑧ 墜落災害を防止するための措置 (移動はしご、脚立等の基準を含む)。
- ⑨ 落下物の防止措置。
- ⑩ 電気災害を防止するための措置。
- ⑪ 保護具の使用基準 (保護帽、眼鏡、救命具等の使用)。
- ⑫ 爆発、火災等を防止するための措置 (発破作業、ガス導管近接作業の基準を含む)。
- ⑬ 明り掘削作業における安全措置 (調査、施工方法、掘削こう配の基準、ガス導管等埋設物の防護、崩壊、落下の防止基準、掘削機械等についての安全措置、照明等)。
- ⑭ 土止め支保工の基準 (材料、構造、組立て、解体、点検等)。
- ⑮ ケーソン内作業等における安全措置 (沈下関係図、刃口の高さ等の基準を含む)。
- ⑯ トンネルなどの建設の作業における安全措置 (調査、施工計画の決定と変更、地質の観察、落盤または肌

落ちの防止措置、坑口付近の防護措置、危険箇所への立入禁止と退避、坑内視界の保持、掘削機械等による危害の防止等)。

⑰ トンネル支保工の基準(材料、構造、標準図、組立て時等の措置、木はずしの禁止、点検等)。

⑱ トンネル型枠支保工の基準(材料、構造、組立て解体時の措置等)。

⑲ つりさん橋の基準。

⑳ 採石作業における安全措置。

㉑ 貨物取扱作業における安全措置。

c) 衛生基準

① 有害物の基準(有害ガスの基準を含む)。

② 保護具の基準(耳せん・防じんマスク等)。

③ 気積および換気の基準。

④ 採光、照明、気温、および湿度の基準。

⑤ 休養および清潔の基準。

⑥ 食堂および炊事場の基準。

⑦ 救急用具の基準。

d) 特別安全基準

① 発破技士免許の基準。

② 軌道装置および手押車両の基準(軌道の構造、動力車の具備事項、巻上装置の具備事項、逸走防止装置、車両の検査、使用基準等)。

以上のような事項が、それぞれ具体的な条文で規定されている。

(2) クレーン等安全規則

(昭和 37 年労働省令第 16 号・以下「7 則」と略記する)

クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、簡易リフトおよび建設用リフトによる災害を防止するため制定された労働省令である。クレーン等に対する規制は、従来、安衛則によって行なわれてきたが、最近におけるクレーン等の利用の拡大、クレーン等に関する技術の進歩、災害発生状況等から、規制の内容を拡大充実してこの規則が制定された。この規則は近く(昭和 46 年 5 月か 6 月)一部改正される予定であるが、現行(4 月 30 日現在)規制の概要は次に掲げるとおりである。

a) 総 則

① クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト等の定義(近く、工事用エレベーターがそう入される見込み)。

② とくに小さなクレーン等についての適用除外。

b) クレーンについての規制

① 製造認可、仮荷重試験、設置認可、落成検査等(つり上げ荷重が 3t 以上のクレーン)についての規制。

② 設置報告、建設物等との間隔等についての規制。

③ 使用および就業に際しての基準(使用の制限、構

造規格の保持、就業制限、過負荷の禁止等)。

④ 点検および試験の基準。

⑤ 性能検査、変更認可等(つり上げ荷重が 3t 以上のクレーン)についての規制。

c) 移動式クレーンについての規制

① 製造認可、製造検査、再使用検査、設置認可等(つり上げ荷重が 3t 以上の移動式クレーン)についての規制。

② 使用および就業に際しての基準(使用の制限、構造規格の保持、就業制限、過負荷の禁止等)。

③ 点検および試験の基準。

④ 性能検査、変更認可等(つり上げ荷重が 3t 以上の移動式クレーン)についての規制。

d) デリックについての規制

デリックについては、クレーンとほぼ同様の規制内容であるが、製造認可および仮荷重試験は規制されてなく設置認可等は、小型デリックには適用がないこととされている。

e) クレーン運転士免許およびデリック運転士免許に関する規定

5t 以上のクレーン、移動式クレーンおよびデリックの運転については、それぞれ免許を必要とするが、現在はクレーン運転士免許とデリック運転士免許が定められており、近くクレーン運転士免許が移動式クレーン運転士免許とクレーン運転士免許に分けられる予定となっている。

f) 玉 掛 け

① 玉掛用具の基準。

② 玉掛業務の就業制限:つり上げ荷重が 3t 以上のクレーンもしくは移動式クレーンの玉掛業務または小型デリック以外のデリックの玉掛業務について就業制限の規定があるが、近く 3t 未満のクレーン等についても規制が拡大される予定である。

g) エレベーター

① 設置認可、落成検査、設置報告書等についての規制

② 使用および就業に際しての規制(使用の制限、構造規格の保持、安全装置の調整、過負荷の制限等)。

③ 点検および試験の基準。

④ 性能検査、変更認可等についての規制。

h) 建設用リフトについての規制

① 設置認可、落成検査等についての規制。

② 使用および就業に際しての規制(使用の制限、構造規格の保持、就業制限、過負荷の制限、搭乗の制限等)。

③ 点検の基準。

④ 変更認可、変更検査等についての規制。

なお、7 則では同規則に基づいて各種の告示が制定されることになっており、各構造規格、各運転士規程、玉

掛技能講習規程等が制定されている。

(3) 高気圧障害防止規則

(昭和 36 年労働省令第 5 号)

従来、労働安全衛生規則に設けられていた高気圧に関する規定に全面的な検討を加え、同規則から分離して、昭和 36 年 3 月 22 日に制定公布された規則である。

この規則は、建設工事に用いられるケーソン工法、シールド工法その他の圧気工法による高圧室内業務および沈没物引揚げ、水中工事等の潜水業務によって起こる減圧症、締付け病等の高気圧障害の発生を未然に防止することを目的とし、設備、労務管理、健康管理等全般にわたって規定している。すなわち

① 高圧室内業務においては、作業室、気閉室、送気管、排気管、空気清浄装置、圧力計等の諸設備とその点検整備、加圧速度、高圧下の時間、減圧速度、ガス圧減少時間、有害ガスの抑制等が規定され、作業室ごとに、高圧室管理者の免許を受けた室長を配置すること。

② 潜水業務においては、空気槽、空気清浄装置、流量計等の設備とその点検整備、潜水器、潜水時間、送気量、浮上速度、ガス圧減少時間、さがり綱等が規定され、免許を受けた潜水土以外の者の潜水業務を禁止している。また、高気圧業務に従事する労働者の定期健康診断、病者の就業禁止、再圧室の設置等の規定も設けられている。

(4) 建設業付属寄宿舎規程

(昭和 42 年労働省令第 27 号)

労基法に規定する事業付属寄宿舎のうち、建設業であって事業の完了の時間が予定されているものの付属寄宿舎についての規程である。

安全、衛生等について使用者が講ずべき措置の基準はその第 6 条以下に定められており、設置場所、出入口、警報設備、消火設備、階段の構造、廊下の幅、寝室、食堂および炊事場、飲用水等、浴場、便所等について具体的な規制があるほか、建設業の特殊性に基づいて、他人の所有の場合の特別の届出、事業主等の明示、寄宿舎生活の秩序等、特別の規制がなされている。

(5) ゴンドラ安全規則

(昭和 43 年労働省令第 23 号)

ビルの清掃、塗装、仕上げ工事等に使用される、いわゆる作業用ゴンドラによる災害を防止するため制定された省令である。ゴンドラは従来、安衛則の中でつり足場として規制されていたもので、災害事例に徴して、つり足場のうち作業床が専用の昇降装置により上昇・下降するものを別個に本規則で規制したものである。

本規則は、6 章 29 カ条からなり、ゴンドラの製造、設置、使用および就業、点検、性能検査、休止ならびに廃止等について規制している。

(6) 女子年少者労働基準規則

(昭和 29 年労働省令第 13 号)

労基法第 6 章「女子および年少者」関係の規則として制定されたもので、全文 13 条からなる。おもな内容は下記のとおりである。

① 児童の使用許可申請および使用許可の手続きならびに就業禁止の業務の範囲。

② 未成年者の労働契約の解除。

③ 労基法第 61 条但書の決算のために必要な業務の範囲。

④ 交替制による深夜業の許可申請の手続きおよび女子の深夜業の範囲。

⑤ 女子および年少者の重量物取扱いおよび就業制限の業務の範囲。

⑥ 女子の生理に有害な業務の範囲。

⑦ 帰郷旅費支給除外認定の申請の手続き。等を定めている。

(7) その他の関係法規

以上に記述したほか、労働基準法に根拠をおく安全衛生関係規則としては

① ボイラーおよび圧力容器安全規則。

② 電離放射線障害防止規則。

③ 有機溶剤中毒予防規則。

等があるが、ここでは説明は省略する。

4. 労働災害防止団体等に関する法律

(昭和 39 年法律第 118 号)

(1) 概要

労働基準法のほか、土木工事に関連した安全衛生法令の重要なものの一つに、労働災害防止団体等に関する法律（以下「災防法」と略記する）がある。

災防法は、労働基準法その他の法令と相まって、総合的、かつ、計画的な労働災害防止対策の推進をはかり、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、昭和 39 年に制定されたものである。この法律は、三本の柱からなっている。すなわち

① 労働災害防止計画の樹立：総合的、かつ計画的な労働災害防止行政の推進をはかるため、政府は労働災害防止についての計画を樹立し、その遂行を期するとともに、これを事業主その他の関係者に周知させることとしている。

② 労働災害防止団体の設立：① の労働災害防止計画にそう事業主の自主的労働災害防止活動を促進するため、労働災害の防止に関する事業主の団体について定め、これらの団体に対して政府が助成措置を講ずることとしている。

③ 労働災害の防止に関する特別規制：建設業等請負関係にある数事業が同一の場所で仕事を行なう場合や、元請けが下請けの労働者に建設物や機械設備を使用させる場合に生ずる労働災害については、個々の使用者と労働者との関係について規制している現行の労働基準法関係法令では十分な規制がなし得ないので、この法律で元方事業主の義務として、統轄した安全管理義務を課しているほか、元請け等について下請けの労働者に使用させる建設物等の安全要件の保持義務を規定している。

また、以上のほか、労働災害発生 of 急迫した危険があり、かつ緊急の必要があるときは、法令の違反の有無にかかわらず、必要な限度において使用者に対して作業の一時停止等の措置を命ずることができることが定められている。

(2) 統轄管理

建設工事を行なう場合、請負契約関係にある数個の事業が同一の場所で相関して一つの仕事をこなすときに、それらの仕事に従事する労働者が混在することによって発生する労働災害を防止するため、みずからその仕事をこなしている事業主のうち、請負契約の最上位にある者等（元方事業主と称し、場合によっては発注者であることもある）には、統轄管理者の選任、協議組織の設置、作業間の連絡調整その他必要な措置を講ずること、すなわち統轄管理の義務が課せられている。ここでいう同一の場所とは、請負契約関係にある数個の事業によって仕事に関連して混在的に行なわれる各作業現場ごとに一つの場所として取り扱うのが原則であり、具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、この法律の趣旨に即し目的論的見地から定められるが、一般的には、ビル工事、ダム工事などは作業場の全域、地下鉄、トンネル、道路などの工事は、工区ごとに一つの場所と考えるのが妥当とされている。

(3) 元方事業主の義務

元方事業主が講ずべき措置の具体的内容は、防災法施行規則（昭和 39 年労働省令第 19 号）に規定されているが、その概要は次のとおりである。

a) 統轄管理者の選任および協議組織の設置

仕事が相当程度の規模で行なわれる場合には、統轄的な管理を行なうための統轄管理者と、協議組織が必要であり、かつ有効である。そこで、工事現場で働く全労働

者の数が 50 人以上である場合には、統轄管理者を選任し、協議組織を設置しなければならないとされている。統轄管理者は、元方事業主にかわって統轄管理に関する事項を実際上行なうことが予想されるので、その職務の性格と内容とから現場主任・工事主任ら原則として工事の場所に常駐する元方事業場に所属する者であって、職制上担当の地位にある者を選任することが予定されている。

また、協議組織の会議には、元請業者・下請業者などの関係請負人のすべてが出席する必要があり、さらに必要があれば、発注者・設計監理業者らの関係者も出席することが望ましい。

b) 作業間の連絡および調整

元方事業主は随時関係請負人との間および関係請負人相互間における連絡および調整を行なわなければならない。定例の打合せ会等を利用して、作業の連絡・調整を行なうことでさしつかえないが、たとえば上下作業等のごとくに危険が予想される作業では、そのつど連絡し、調整をはかることが必要である。

c) 作業箇所の巡視

元方事業主は、1日1回以上作業箇所を巡視しなければならない。請負人は、その巡視をこぼみ、妨げ、または忌避してはならない。統轄管理者はみずから巡視し、災害防止のための措置が必要であることを認めたときは、すみやかにその措置を講ずることが望ましい。

d) その他の措置

一つの場所で指揮系統の異なる労働者が混在して作業を行なう場合に、合図、標識、警報等が統一されていないために災害が発生した事例も多い。そこで、これらの災害を防止するため、元方事業主は次のようなことを行なわなければならない。

① クレーン等の運転についての合図を統一し、これを関係者に周知させること。

② 事故現場、高圧下の作業室等の標識を統一し、関係者以外の者の立入禁止を行なうこと。

③ 有機溶剤等の容器の集積箇所を統一して、これを関係者に周知させること。

④ 発破、火災、土砂崩壊等によって危険がある場合の警報を統一し、労働者の退避を確実にさせること。

(4) 建設物等についての注文者の義務

建設工事で、下請けに工事を行なわせる場合には、その仕事の注文者でその場所のみずからも仕事をしている者（発注者も含むが、一般的には元請けである場合が多い）は、下請けの労働者に使用させる一定の建設物、機械、設備、原材料等について労働災害を防止するため必要な措置を講ずる義務がある。現在規制されているのは

架設通路、型わく支保工、足場、杭打機および杭抜機、物品揚卸口、交流アーク溶接機、電気機器、軌道装置、トンネル、クレーン、ケーソン、ゴンドラ、作業床等であるが、これらの物は、いずれも労働基準法に基づく安全衛生関係規則によって規制されているもので、講ずべき措置の内容も、労働基準法に基づく安全衛生関係諸規則と同一の基準である。すなわち、下請けにこれらの建設物等を使用させる場合でも労働基準法関係諸規則で定める基準に適合しているものであれば問題はない。なお、元請けから提供された設備等を使用する下請けも、労働基準法に基づく労安則等の義務をまめかれるものではないことに留意する必要がある。

(5) 労働災害防止計画

労働大臣は、5年ごとに中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関

し基本となるべき事項を定めた「基本計画」を作成しなければならない。また、基本計画の実施をはかるため、労働災害の減少目標、労働災害の防止に関し重点をおくべき業種および労働災害の種類、労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関して重要事項を定めた「実施計画」が毎年作成されている。

(6) 労働災害防止団体

労働災害防止団体は、労働災害のための活動を行なう団体の中核となる中央労働災害防止協会と労働大臣が指定する業種ごとに設立される業種別労働災害防止協会とがある。業種別労働災害防止協会は現在建設業をはじめ、鉱業、材業、港湾荷役業、道路貨物運送業の5業種に設けられており、労働災害防止のための諸活動を活発に行なっている。

海外 ニュース

サンフェルナンド地震被災報告第三報

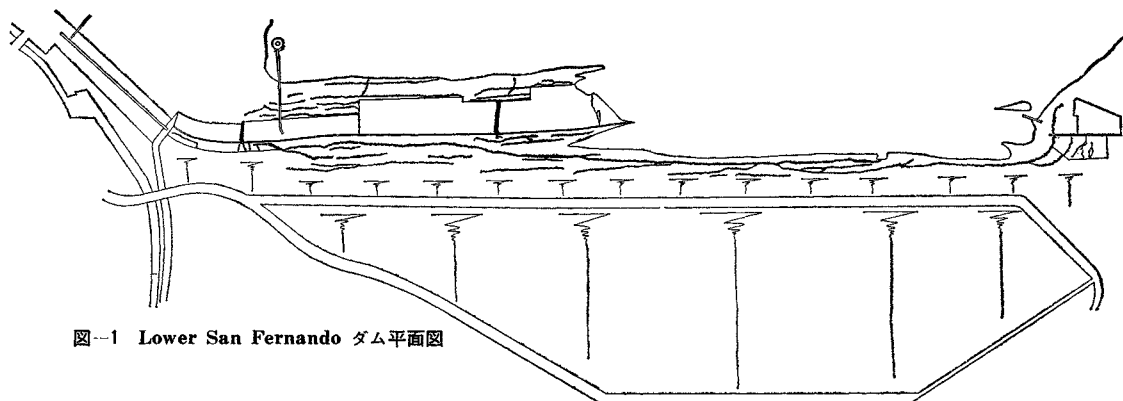
サンフェルナンドダムの被害

ロスアンゼルス市水道電力局に属する Upper San Fernando ダムおよび Lower San Fernando ダムの被災状況をお知らせしたい。高速道路 5, 210 号線の南側にある 2 ヶ所の貯水池におおの設けられたダムの被害は、とくに下側のダムで大きく、堤長および上流側のりが貯水池側にすべり落ち、水面と残ったダムの天端との間はわずか 3' という状態であった。また、上のダムは下流側にすべり、堤質は水平下流向きに 5'、鉛直下向きに 3' 変位したが、崩壊しなかった。表、図一1~3 参照。

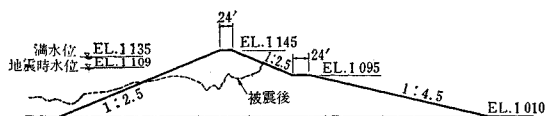
ダム 諸元

区 分	Upper San Fernando Dam	Lower San Fernando Dam
形 式	アースダム	アースダム
堤 高	68'	135'
上 流 面 勾 配	1:2.5	1:2.5
下 流 面 勾 配	1:2.5	(上部) 1:2.5 (下部) 1:4.5
堤 頂 幅	20'	24'
下 流 面 小 段 幅	100'	24'
満 水 時 水 位	EL. 1212'	EL. 1135'
地 震 時 水 位	EL. 1212'	EL. 1109'
総 貯 水 量	1 800 acre-ft	20 000 acre-ft
地 震 時 貯 水 量	1 800 acre-ft	10 000 acre-ft

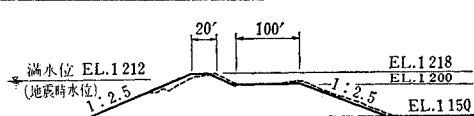
[河野 彰・記]



図一1 Lower San Fernando ダム平面図



図一2 Lower San Fernando ダム断面図



図一3 Upper San Fernando ダム断面図